

# 喜多方市立第二小学校学校運営協議会会則

令和3年7月19日

(名称)

## 第1条

本会は、喜多方市立第二小学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

## 第2条

協議会は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）が、喜多方市立第二小学校（以下「二小」という。）の運営に積極的に参画することにより、その意向を二小の運営に的確に反映し、いっそう地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するとともに、家庭と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを推進するため、当該二小の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として活動するものである。

(委員)

## 第3条

協議会は、教育委員会より委嘱された委員で組織する。

(任期)

## 第4条

委員の任期は 2年とし、再任を妨げない。

2 新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

## 第5条

協議会は、次に掲げる事項について、校長が作成した毎年度の方針等の承認を協議する。

(1) 二小の教育計画の策定に関すること。

(2) 二小の組織編成に関すること。

(3) その他校長が必要と定めること。

(4) 前年度運営実績報告に関すること。

2 協議会は、二小の運営に関する事項について、教育委員会又は校長又は教頭に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、二小の運営等に関する次に掲げる活動を行う。

(1) 二小の運営についての地域住民等の理解、協力、参画等を促進及び継承する活動

(2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信並びに地域住民等の意見、要望等の把握及びその反映

(3) 二小の運営状況の点検及び評価

(4) 二小の児童の健全育成にかかわる課題や家庭教育に関わる課題の把握及び改善・充実のための方策の検討等

4 協議会は、各年度終了後速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況を報告する。

(守秘義務等)

#### 第6条

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員会)

#### 第7条

協議会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、校長、教頭で組織する。

3 役員会は、会長が招集し、協議会運営全般に必要な事項を協議する。

(委員の担当)

#### 第8条

委員は、次に掲げる事項の(2)～(4)におけるいずれか1以上の部会に所属し、計画及び実施について担当を持ち、活動状況を協議会に報告する。

(1) 【コーディネーター】学習支援部会における各委員会と学校の必要とする支援についてコーディネートすること。この担当は、当分の間地域連携担当教職員が行う。

(2) 【広報部】協議会の活動について、家庭、地域に対する広報活動に関すること

(3) 【評価部】学校運営の基本的な方針等に基づき、教職員による自己評価等を対象として、学校の運営状況の点検及び評価に関すること

(4) 【学校支援部】教職員による児童への主に学習指導、安全指導及び環境整備に係る保護者及び地域住民等の参加・協力の推進に関すること

2 協議会が必要と認める場合は、協議会委員会の委員以外の者(以下「担当委員」という。)に担当を依頼することができる。

(事務局)

#### 第9条

協議会の事務局は、二小に置く。

#### 第10条

この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附則

1 この規則は、令和3年7月19日(以下「施行日」という。)から施行する。

令和3年度

## 喜多方市立第二小学校コミュニティスクール委員会年間計画（案）

回	月 日	主な協議事項・承認事項等
1	7月19日（月） 【会議】	(1) コミュニティスクール委員の任命 ・ 会長、副会長の選任含む (2) 学校運営についての承認 ① 地域と共にめざす子ども像について ② めざす子ども像の具現について (3) 各支援部会の組織と活動計画 ① 広報部 ② 評価部 ③ 学校支援部 (4) その他
2	10月 1日（金） 【見学】	○学校公開 参観
3	11月 6日（土） 【見学】	○ほおの木発表会 参観
4	12月 3日（金） 【見学】【会議】	○授業参観 ○会議 (1) 令和3年度の各部の活動について (2) 令和4年度以降の活動について (3) 令和4年度人事について (4) その他
5	3月 8日（火） 【会議】	○会議 (1) 令和3年度の学校評価のまとめについて (2) 令和4年度の教育課程について (3) その他